

スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令 新旧対照表 目次

○	スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）	（抄）	（第一条関係）	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○	文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）	（抄）	（第二条関係）	・・・・・・・・・・・・・・・・	2

○ スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）（抄）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十三条第一項の規定により国が補助する経費の範囲及び補助額）</p> <p>第二条 法第三十三条第一項第一号に掲げる経費について同項の規定により国が補助する場合の経費の範囲は、開催地の都道府県において要する国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の実施及び運営に直接必要な経費とし、当該経費に係る補助の額は、文部科学大臣が定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第三十三条第一項の規定により国が補助する経費の範囲及び補助額）</p> <p>第二条 法第三十三条第一項第一号に掲げる経費について同項の規定により国が補助する場合の経費の範囲は、開催地の都道府県において要する国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に直接必要な経費とし、当該経費に係る補助の額は、文部科学大臣が定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（地域スポーツ課の所掌事務） 第八十八条 地域スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>イ 地域スポーツクラブ（スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）<u>第十七条の二</u>第一項に規定する地域スポーツクラブをいう。）、スポーツ推進委員（同法第三十二条第一項のスポーツ推進委員をいう。）その他の地域におけるスポーツの推進に係る体制の整備</p> <p>ロ（略）</p> <p>二〇六（略）</p>	<p>（地域スポーツ課の所掌事務） 第八十八条 地域スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>イ 地域スポーツクラブ（スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）<u>第二十一条</u>に規定する地域スポーツクラブをいう。）、スポーツ推進委員（同法第三十二条第一項のスポーツ推進委員をいう。）その他の地域におけるスポーツの推進に係る体制の整備</p> <p>ロ（略）</p> <p>二〇六（略）</p>